

	第1類	第2類、 第3類	第4類- 第8類	第9類	第10類- 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	
日シンガポール	×									製品のFOB価額の7%以下		×				
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下(※1)	×	製品の取引価額の10%以下(※1)			×	製品の取引価額の10%以下(※1)									
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×															
日チリ	×					製品のFOB価額の7%以下		2008.92: 製品のFOB価額の10%以下 2008.92以外: 製品のFOB価額の7%以下		製品のFOB価額の7%以下		×				
日タイ	×					製品のFOB価額の7%以下										
日アセアン包括	×			製品のFOB価額の10%以下		×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下 その他: ×	製品のFOB価額の10%以下		2103.90: 製品のFOB価額の7%以下 その他: ×		製品のFOB価額の10%以下		×		
日スイス	製品の工場渡し価額の7%以下															
日ベトナム	×		0901.21, 0901.22: 製品のFOB価額の10%以下 その他: ×		×	製品のFOB価額の10%以下		×	1803.10, 1803.20, 1805.00: 製品のFOB価額の10%以下 その他: ×	製品のFOB価額の10%以下		2103.90: 製品のFOB価額の7%以下 その他: ×		製品のFOB価額の10%以下		×
日インド	×				製品のFOB価額の7%以下		1604.20, 1605.20, 1605.90: × その他: 製品のFOB価額の7%以下		製品のFOB価額の7%以下			2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90: × その他: 製品のFOB価額の7%以下		2207.10, 2207.20: × その他: 製品のFOB価額の7%以下		製品のFOB価額の7%以下
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下(※2)	×	製品のFOB価額の10%以下(※2)			×	製品のFOB価額の10%以下(※2)									
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下(※3)															
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下(※4)															

※1: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。
 ※2: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第44条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。
 ※3: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・4条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。
 ※4: 製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・6条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

	第25類	第26類- 第27類	第28類	第29類	第30類- 第34類	第35類	第36類- 第37類	第38類	第39類- 第45類	第46類	第47類- 第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類- 第63類	第64類-第97類
日シンガポール	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下 (※1)		製品の取引価額の10%以下									関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※5)				製品の取引価額の10%以下	
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日チリ	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日タイ	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日アセアン包括	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日スイス	製品の工場渡し価額の10%以下(※6)											製品の重量の7%以下				製品の工場渡し価額の10%以下	
日ベトナム	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日インド	2501.00：製品のFOB価額の7%以下 その他：×	×	製品のFOB価額の10%以下	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00：製品のFOB価額の7%以下 2905.44：×	製品のFOB価額の10%以下	3505.10, 3505.20：製品のFOB価額の7%以下 3502.11, 3502.19：×	製品のFOB価額の10%以下	3809.10, 3824.60：製品のFOB価額の7%以下 その他：製品のFOB価額の10%以下	製品のFOB価額の10%以下	4601.29, 4601.94, 4602.19： ×	製品のFOB価額の10%以下	5001.00, 5003.00： ×	51.02, 51.03： ×	52.01—52.03： ×	53.01, 53.02： ×	製品の重量の7%以下	製品のFOB価額の10%以下
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	

※1：製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる産品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

※5：産品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として当該産品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※6：例外として、第32.04項及び第34.02項は、産品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。